

自動車リサイクル法解体業・破砕業 提出書類チェック表

申請者名			
手数料	<input type="checkbox"/> 解体業新規 78,000 円 <input type="checkbox"/> 破砕業新規 84,000 円	<input type="checkbox"/> 解体業更新 70,000 円 <input type="checkbox"/> 破砕業更新 77,000 円	<input type="checkbox"/> 破砕業変更 67,000 円
	書 類	適否	備 考
(1)	申請書様式		
	<input type="checkbox"/> 解体業許可申請書 【新規・更新】 (規則様式第5号) <input type="checkbox"/> 破砕業許可申請書 【新規・更新】 (規則様式第8号) <input type="checkbox"/> 破砕業の事業範囲変更許可申請書 (規則様式第10号)		
(2)	施設の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近見取図		
※1	<input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 標準作業書の写し	<input type="checkbox"/> 図面 (平面図、立面図、断面図、構造図) <input type="checkbox"/> 設計計算書 (仕様書、能力計算書)	
(3)	土地建物等の所有権を有することを証明する書類		
※1	<input type="checkbox"/> 公図 (字限図) <input type="checkbox"/> 処理施設を有する場合は、所有権を有することを証する書類 <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等	<input type="checkbox"/> 土地、建物の登記事項証明書	
(4)	事業計画書及び収支見積書		
	<input type="checkbox"/> 作業フローを添付した事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支見積書		
(5)	申請者に関する書類		
	(法人・個人共通)		
	<input type="checkbox"/> 誓約書 (別記様式)		
	(個人の場合)		
※2	申請者に関する書類		
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し (本籍の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		
	法定代理人に関する書類 (申請者が未成年である場合)		
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し (本籍の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		
	使用人に関する書類 (政令で定める使用人がある場合)		
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し (本籍の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 社内管理組織図		
	(法人の場合)		
※2	申請者に関する書類		
	<input type="checkbox"/> 申請法人の定款又は寄附行為 <input type="checkbox"/> 申請法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)		
	役員 (取締役、監査役、相談役、顧問等) に関する書類		
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し (本籍の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		
	発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主 出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者 } に関する書類		
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し (本籍の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (これらの者が法人である場合には、 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書)		
	使用人に関する書類 (政令で定める使用人がある場合)		
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し (本籍の記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 社内管理組織図		
(6)	住民票記載事項一覧表		
	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項一覧表		
(7)	交付されている許可証		
	<input type="checkbox"/> 現在交付されている許可証 (原本)		

※1：更新申請の場合であって、変更ない場合は省略可能。変更ない旨を記載した書類を提出すること。

※2：新規申請又は変更許可申請の場合であって、先行許可証(自同社リサイクル法解体業・破砕業、廃掃法産業廃棄物処理業の許可)の提出によって省略可。ただし、山形市長発行のものに限る。